

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市こども未来会議		
開催日時	令和6(2024)年9月20日(金) 午前10時57分から午前11時35分まで		
開催場所	みよし市役所3階 研修室4・5		
出席者	【委員】 渡辺会長、梅川委員、山北委員、伊藤委員、三保委員、山岡委員、林委員、谷澤委員、安本委員、松本委員、坂田委員、菅沼委員、松浦委員、田畑委員 【事務局】 加藤こども未来部長、加藤こども未来部次長兼こども政策課長、本松こども未来部指導保育士兼保育課長、杉山こども相談課長、大城こども政策課主幹、鈴木学校教育課副参事、井川副主幹、関副主幹、関根保健師長、岡田専任副主幹		
次回開催予定日	令和6(2024)年11月7日(木)		
問合せ先	こども未来部こども政策課 岡田(高)、井川 電話 0561-32-8034(直通) メール kodomo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	○加藤こども未来部次長：定刻になりましたので、ただ今からみよし市こども未来会議を開催いたします。ご起立ください。 一同、礼。ご着席ください。 ここで事務局から報告をさせていただきます。 本日の会議は公開といたします。 また、本日の出席委員は14人で、みよし市こども未来会議要綱第5条2項の規定により半数以上の出席がありますので成立していることを報告いたします。 なお、会議の終了時間は11時半を予定しています。 それでは渡辺会長からご挨拶を頂戴したいと思います。 ○渡辺会長：【挨拶】 ○加藤こども未来部次長：ありがとうございました。 議事に入る前に、事務局から本日の会議の開催目的等を説明させていただきます。 本日の議題は、1. こども会議等の実施報告について、2. (仮称)こども基本条例(案)について、3. こども計画の		

骨子についての3項目です。

1. こども会議等の結果報告については、こども会議、こどもインタビュー、意見募集のそれぞれの実施結果について報告させていただきます。

2. (仮称) こども基本条例(案)について及び、3のこども計画の骨子についてでは、皆様にご審議いただきご意見を賜りたいと考えております。

条例策定の手続上、こども基本条例の素案を先に作成しておりますので、本日はそちらが重点にあるかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、みよし市こども未来会議要綱第5条第1項の規定により、会長が議長となりますので、渡辺会長に議事進行をお願いします。

なお、議事進行に当たり、発言をされる方は、必ずマイクを通してご発言をしていただくようお願いします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○渡辺会長：では、よろしくお願いいたします。

まず議題1. こども会議等の報告について、事務局の方からよろしくお願いいたします。

○岡田専任副主幹：こども政策課の岡田と申します。

私の方から、資料等の説明をさせていただきます。

初めに、議題の(1) こども会議等の実施報告について説明をさせていただきます。

ここでは、夏休みに実施いたしましたこども会議、同じく夏休みに児童館等で実施したこどもインタビューと、それとインターネットを活用した意見募集の結果についてご報告をさせていただきます。

初めに、みよし市こども会議の開催報告です。

資料1-1をお願いします。

1の開催状況ですが、第1回、第2回をそれぞれ8月5日、23日に、いずれも午後1時から4時半まで、市役所研修室にて開催いたしました。次回は、冬休み期間中の12月26日に予定しております。

応募者は小学生が16人、中学生が7人、高校生が4人、合計27人の応募がございました。小学生は市内の各小・中学生、高校生は三好高校生となります。小・中学生は自由応募、高校生は三好高校に推薦をお願いしました。

3の全体のテーマということで、会議のテーマをこどもの権利について、こどもの居場所について、こどもの意見についての3項目とし、会議の中で掘り下げていただきました。

4のこども会議の内容ですが、第1回目は出席者が25人、欠席が2人です。

主な活動内容は、こどもの権利、こどもの居場所、こどもの意見表明に関する個人とグループでの活動となります。

個人活動では、自分の周りの権利についての書き出し、グループ活動ではこどもの居場所と意見を集める方法についてのマンダラートの作成や討議などを行い、次の会議に引き

	継ぎました。 第2回は、出席者23人、欠席4人。 主な活動内容は、前回からの引継ぎで、こども基本条例に関するカード作成、私が求める居場所をテーマとする提言書作成、意見を求める方法に関してのワールドカフェなどの活動になります。最後に発表し、参加者全員で共有を図りました。 5のテーマに関する意見等についてでございます。 こどもの権利に関しましては、学校や家族、プライバシー、体のこと、差別、いじめなどについて意見が出されました。 こどもの居場所については、遊べる場所に対して勉強できるところ、また一人になれる場所に対してみんなと一緒にいるというグループ内でも相反する意見も多数ございました。 こどもの意見につきましては、SNSの活用や意見を聞き出すための雰囲気づくりの重要性、匿名での相談などの意見がありました。 詳細につきましては、今回お配りした別冊資料というものがございます。こちらの別冊資料の3ページから9ページに意見等を記載させております。時間の都合で、こちらについての説明は省かせていただきます。 では次に、こどもインタビューの実施報告の説明をさせていただきます。 資料1－2をお願いします。 1の実施状況です。 前回の会議での実施計画では、市内4地区でそれぞれ1か所ずつ計4施設で実施すると説明いたしましたが、新たに各地区1か所ずつ増やし、合計で8か所の児童館、集会施設で実施いたしました。実施日は7月24日、29日、8月1日の3日間にわたって実施いたしました。 2の対象者ですが、対象者は児童館来館中の小学生、中学生となります。 3番のインタビューのテーマですが、こどもの幸せ、こどもの意見表明、こどもの居場所の3項目に絞って実施いたしました。 4の実施方法ですが、市職員が対象となる小・中学生と直接面談し、意見や考えを聞き取りました。 5のインタビュー実績ですが、8施設で合わせて18グループ、延べ85人から聞き取りを実施いたしました。 6. インタビューでの主な意見です。 初めに、こどもの「幸せ」についてですが、一番多かったのは遊びやスポーツ、ゲームなど好きなことができることが幸せだという意見です。これは次の、友達といるときが幸せという意見にも関係していると思われます。 また、家族といるとき（家族が元気なとき）が幸せという意見も多くありました。 一方で、スポーツや勉強での達成感に関して幸せを感じるという意見はほとんどございませんでした。 次にこどもの意見についてですが、先生には意見が言える（聞いてもらえる）というこどもと、言わない（聞いてもら
--	---

	えない) というこどもは、それぞれの意見がございました。同様に、保護者に対しても聞いてもらえると感じているこどもとそうでないこどもがいることが分かりました。大人に意見を聞いてもらえるかどうかは、こどもの主観の個人差が多いように感じました。また、意見を出してもらう方法でメールやSNSの活用を挙げることがありました。 最後に、こどもの居場所についてです。非常に多かった意見は、そこに行けば誰か(友達)がいる場所、慣れている場所というものでした。先ほどの幸せについての意見と同様、やはりこどもにとっては友達と過ごすことが大きな地位を占めていると感じました。 次に、先ほどの友達がいるとはある意味反対の意見になっていました一人になれる場所という意見も多くございました。ほかには自由に過ごせる場所という意見もあり、こどもにとって大人から指示されずに自分の意思で過ごし方を決めるということも重要な視点と思われます。 次に、具体的な場所を伺ったところ、地域の児童館や公園、学校の相談室、中には行きづらいという意見のこどもも一部いましたが、それらを挙げるこどもが多くいました。児童館や公園は、誰か友達がいて自由に遊べる場所ということで、居場所に合致しやすいと感じました。 こちらにつきましては、別冊資料の11ページから54ページに記載のほうをさせていただきます。 以上が、こどもインタビューの実施状況です。 次に、意見募集の実施報告となります。 資料の1-3をお願いいたします。 こちらにつきましては、今回初めてご説明させていただくものとなります。 今回のみよし市こども計画や(仮称)みよし市こども基本条例に関しては、3種類のアンケートの実施のほか、先ほど説明しましたこども会議やこどもインタビューで当事者の意見を汲み上げることとしておりましたが、今回、直接の当事者以外にも市全体に関わることであるので、市民全体から広く意見を伺うべきだろうと考え、市内在住・在勤・在学の方を対象にウェブによる意見募集を実施したものです。実施に当たっては、LINEを活用した周知といたしました。 1の目的、2の対象につきましては、先ほど説明したとおりです。 3の募集期間ですが、7月22日から8月18日まで延べ28日間です。 実施方法は、本市のホームページで意見募集のページを開設し、そこからリンク先となるNext-i株式会社のサイトで行いました。 意見募集テーマは、今回の計画策定と関連の深い5つのテーマを設定し、関心のあるテーマに関して自由に意見をいただくようにいたしました。 6の意見募集の結果です。 回答者の属性に関しましては、年齢、性別、住まい、校区の4項目とし、内訳は資料に記載のとおりです。
--	--

	テーマ別の意見数ですが、1件目のこどもまんなか社会の実現に向けたこどもの「幸せ」については13件、2件目のこどもの居場所については11件、3件目のこどもが意見を言う機会や場所については12件、4件目のこどもの権利についても12件、5件目のその他（こどもや若者に関わること全般）については9件でした。 7の意見内容ですが、こちらにつきましては意見の内容等に関しまして自由記述とさせていただいたため、テーマに関する考え方に関するものから、施設の運営に関する具体的な要望まで幅広くご意見や提言をいただいております。 詳細につきましては、こちらにつきましても別冊資料の55ページから65ページをご参照いただきたいと思います。 以上が、意見募集の結果となります。 最後に、別冊資料1の説明をさせていただきます。 別冊資料1. 令和6年度みよし市こども・若者の意見表明（暫定版）について説明させていただきます。 こちらにつきましては、今回、こどもの意見表明に関し、市が実施したみよし市こども会議、児童館インタビュー、意見募集に関しまして、その内容を1冊にまとめたものです。 現時点では、第3回のこども会議が開催されておりませんので、暫定版として、このこども会議用にこどもからの意見を中心に抜粋、整理をさせていただいたものとなっております。こちらにつきましても、完成版ができました際は、各委員の皆さんにもお配りしたいと考えております。 説明は以上となります。 ○渡辺会長：ありがとうございました。 ただいまのご報告に対して、何かご質問などがございましたらお願いします。 ただ、議題の2、3のところを中心に、本日は皆様のご意見、できれば一言ずつでもいいので、いろいろなお立場からお声を聞きたいなあと考えておりますので、この報告事項に対しては深掘りするというよりかは、必要なお質問、ご意見があれば賜るという形にしたいと思います。 最大10時半まではちょっと時間を取れないと思っていたんですけども、いかがでしょうか。 このこども会議のところは、ファシリテーターの方が中学校、違った、何でしたっけ。 ○岡田専任副主幹：蒲郡にございます私立海陽中学校、高等学校の現役の教員をやられている方をお願いいたしました。 ○渡辺会長：その方がファシリテーターをしてくださったそうで、私もこのこども会議にとっても参加したかったんですけど、ちょっとかなわなくて、どのような感じだったのかちょっと事務局の方にお尋ねしたところ、そのファシリテーターの方がとても上手にこどもの意見を引き出してくれていたということでした。 この第2回のところだと、グループ発表、この別冊資料1
--	--

	のところに、各グループA班、B班、C班、D班、E班と、各グループ発表の内容が書いてあって、きっとそれぞれに偏りがあるといひますか、カラーがありまして、そこを共有するということも第2回にはしっかり他のグループのところに考えを聞きに行こうとか、交流しようというようなこともされたそうです。 よろしいですか。 私、ちょっとこのお話を伺ったときに、この居場所ということに対する考え方は、もちろん居場所ってこどもが居場所と決めればいいんですけども、居場所とだけ言われたときにいろんな捉え方があるかなというふうに思ったので、ここの辺り、居場所って体を置きたいと思うところなのか、心が安らぐところなのかとか、いろんな選択肢が示せるといいんだろうな。もしかすると、このファシリテーターの方が示してくださったのかもしれないんですけども、そんなところが居場所とか幸せの定義っていろんな形があるんだよということを示すとより選択肢があるのかなということを思ったり、あとこの市民の方から意見をいただくという最後のところ、意見募集というのを初めてここに載せていただいたということなんですが、これって継続をされる活動ですか、予定としては。 ○岡田専任副主幹：こちらにつきましては、今回の計画、条例をやるためという中の位置づけということで実施したもので、特にこれを毎年これから継続するという考えではございません。 ○渡辺会長：ああ、なるほど。 ○岡田専任副主幹：ちょっと補足なんですけど、こども会議につきましては、できれば来年度以降も続けていきたいとは考えております。 ○渡辺会長：そうですね。 もしも、こういう形で本当に広く市民の方の声を聞くというものとても意味があるのかなということを思うと、16件というのはちょっと少なめかなあという気がするので、周知の仕方というのが今後これに限らず、とてもいい取組だとは思うので、こういうことをやってみようと思ったときに、たしかみよし市でLINE登録をしてくださっている方とホームページを使ってということだったので、そうするとその中のまたとても意識のすごい高い人とか、何かすごい不満がある人とかという形に偏ってしまうと、この別冊の詳細のほうを見ても偏っちゃうのかなというところを残念に思いました。この周知の仕方って、他のものもそうなんですけど、今、私、大学生と関わっていて、大学生は結構上手にいろんなことを発信して情報をキャッチするということの知恵があるので、その辺の大学生、例えばみよし市だと東海学園大学さんだけでしたっけ、大学って。多分いろいろ連携されていると
--	--

	思うので、その辺りの大学生の知恵を借りる、例えばみよし市役所のインターンシップの一貫でとか、何かそういうこともあってもいいのかなということを思いました。 そのほか、いかがですか。 はい、どうぞ。 ○三保委員：ありがとうございます。 ご質問です。 こども会議で小学校、中学校ってみよし市の、これは何%ぐらいでこうなるんですかね。何百人の中の１６人とか、そのパーセンテージ、これは多分何%ぐらい。この意見だけで考えたら、ほかの何十%の人の意見が違うかもしれないから、ちょっとパーセンテージを教えていただけるとありがたいです。大体でいいです。 ○岡田専任副主幹：非常にざっくりとした計算にはなるんですが、０．３８％、０．４％いかないぐらいかなと思われます。全体で６，０００人の中での小学生が１６人、中学生が７人、合わせて２３人ですので、それぐらいの数字ということで、全体から見ると非常に少ない数字ではございます。 ○三保委員：ありがとうございました。 ○渡辺会長：恐らくアンケート調査で得られるものと、この少ないけれどもそこでしっかり生の声をみんなで交流し合って、こども自身が気づいたり、もちろん自分の気持ちを話したりということのちょっと目的が、こちらは少人数だけれども深掘りするみたいなどころがあるのかなという気はします。 そうですね。でも、これから定期的に年に数回は継続してということであれば、今後開催の対象の人数ですとか、また検討の余地はあるかもしれないですね。 そのほか、いかがでしょうか。 ○谷澤委員：すみません、今の続きなんですけど、１６人というのはこどもが意見したわけじゃないんですよ、これ。一番最後の意見募集、そっちの１６人。じゃあ私が言っているのは、ごめんなさい、意見募集の結果のほうの１６人なんですけど、両方とも１６人なんですよね。こちらのほうの１６人についてなんですけれども、ほとんど保護者がお答えになったというふうに考えてよろしいんですか。 ○岡田専任副主幹：意見募集の方についてということですよ。しかったですか。 ○谷澤委員：１６人という数字を、私がちょっと勘違いして、両方とも１６人だったんですね。 ○岡田専任副主幹：はい。
--	---

○谷澤委員：意見募集結果のほうも１６人だったんですね。

○岡田専任副主幹：そうです。

○谷澤委員：そうですね。私が勘違いいたしまして、１６人の中の振り分けで、小学校区ではあくまでもこの人数の振り分けでありますけれども、２０代から５０代の人の意見が入っているので、この人たちの意見のトータルが１６人ということであって、あくまでもお子さんからは１件も入っていないというふうな捉え方でいいということですよ。

○岡田専任副主幹：そうですね、資料１－３の６の意見募集結果の表の属性というところを見ていただくと、１６人の内訳として、２０代が４人、３０代が６人、４０代が３人、５０代が３人ということですので、こちらに関しては１０代以下のこどもさんからの意見は入っておりません。

○谷澤委員：この意見募集のときは、どのような形で募集されたんですかね。私、全然この内容的なことを全く把握してなくて、ホームページか何かに載っていたんですか。

○岡田専任副主幹：こどもについてはアンケートを実施しているとか、直接聞き取りとかもやっているということで対応はしているんですが、今回はもっと広く在住・在勤・在学の方を含めていろいろ意見を聞こうということで実施したものになります。実施に当たってはホームページから意見を入力していただくこととし、その前提でＳＮＳ、ＬＩＮＥでこういう取組をしますから、ぜひご協力をお願いしますというような形で発信をさせていただいてご協力をいただいたものになっております。

○谷澤委員：分かりました。

内容的に結構、この意見募集のところの内容がかなり重くて、読んでみて。全ページの５４ページ分よりかなり重いんですね。これを一つ一つ精査しようと思うと、結構大変なことであって、だけどこれは見逃せない内容であると思うんです。

もっと周知できる環境が整っていたら、１６件ではなくて、もっともっとたくさん、私すら知らなかったわけですから、この役員さんは多分誰も知らないと思うんですよ、こんなことをやったということ。前回の会議でもこれをやりますという話、多分聞いていなかったと思うんですね。聞いていれば、正直私もここの中に入れました、意見。

でも、こういうやり方をしてしまうと、やっぱりそれこそ一部の意見しか聞けていないわけですので、どこか大きく広報に載せるとか、何らかの形を取らないと、これだけ重い内容をスルーしてはいけないと思います。以上です。

○岡田専任副主幹：ありがとうございます。
こちらの実施につきましては、前回までは計画がなかったものになります。こどもや保護者については意見を聞くんですけど、それだけではやっぱり十分じゃないんじゃないかということで、直接的に子育てに携わってないような人からも意見をいただこうということで、こういうような形で急遽取り組ませていただいたものになります。
ちょっと広報とかの方の周知が足りないんじゃないかというようにご意見もございまして、そのとおりで、考えられる一番いい範囲という中で、LINE等を使って周知の方をさせていただいたんですが、まだ委員さんの中にはそういうことは認識されていなかったということでありますので、その辺についてはまたちょっと反省して、よりよい周知啓発に努めていきたいと思います。以上です。

○谷澤委員：ありがとうございます。

○渡辺会長：ありがとうございます。
先ほどのお話ですと、この意見募集というのは今年度のみかなというところではあるんですけども、今の委員がおっしゃってくださったみたいに、とても重要な内容で広くというふうだと、みよし市の中でどこか、例えば幾つかの大きな会社とか企業さんのところにこういうのをアナウンスするかというところをやってみたりだとか、あと若者世代が反応しやすいような仕掛けをつくるとか、こどもさんもここに反応してもいいのかなということを思うと、そこら辺も学校教育のほうとちょっと連携してもいいのかなと思ったり、何か今回だけで終わらせるのはちょっともったいないのかなという気がするので、そこら辺もちょっとご検討いただけないのかな、周知の方法も含めてですね。
そのほか、いかがですか。
じゃあ、松本委員さん、お願いします。

○松本委員：資料1－2の3の、具体的に地域の児童館や学校の相談室を挙げるこどもが多かったというところの、括弧の中に、行きづらいこどもも一部いるということで、学校の相談室について行きづらいという意見の回答でしょうか。

○岡田専任副主幹：そうですね、こちらにつきましては、学校の相談室が居場所になるよといって答えるお子さんもいたんですが、そうじゃなくて、ちょっと行きづらいなというお子さんもいるよということで、単純に一面的に全てのこどもが学校相談室に行ける、居場所になるよということではなかったですという意味で記載をさせていただいたものです。

○松本委員：やっぱり行きづらいこどもがいるということに関してですが、例えばこどもってとても狭い場所とか、何か変わった場所にいたがる子っているじゃないですか。本当に倉庫の中とか、なので、例えばですけど、その相談室がある

のは分かっているんだけど、相談室にも行きづらいという子に対して、大人の言葉かけですけど、自分の行きたいところで話そうとか、そういった言葉かけをしてくださっていると思うんですけど、そういう言葉を紙面に載せていただけるといいかなと思います。

○渡辺会長：ありがとうございます。

そうですね、私もこの資料１－２を拝見したときに、行きづらいだとか、学校はほっとできる場所ではない。これはもちろんその方が答えたので、全員の意見ではないんですけど、ここの何でかなあ、がきっと重要なんだろうなと思います。

ここの別冊資料のところには、インタビュアーの方との応答的なやり取りの中で、こういうちょっと気になる内容があったときには、えっ、なぜそう思うの？という応答的なやり取りがあるかなあと思います。

せっかくちょっと自分のしんどさみたいなのが、初めて出会った大人に話せたってすごく貴重な機会なので、そのときに今教えていただいたみたいに、別に自分の行きたいところでいいんだよと、それが言えるといいね。もし、それが学校の先生とかに言いづらいなら今教えてくれる？と言って、そこが共有できれば、ああ、そうか、こどもの声として、必ずしも相談室じゃないかもしれないけれども、こういうところ、例えば大好きな去年の担任の先生のところに行くとか、とすると、実際これは私の友人のお子さんがそうだったんですね。保健室登校になって、その後、去年の担任の先生のところだったらちょっとほっとできるという、そこからやっぱり好転していったという話もあったりするので、やっぱりさっきのもですよ、こどもの生の声でやり取りができるという、アンケートで一方的じゃなくて、そこってすごく貴重なので、こういう機会というのが掘り下げられて、こどもの選択肢がその場でも提示できるというのはとても重要なのかなというのは、お話を聞いて思いました。

じゃあちょっと１０時３０分になったので、この辺りで次に進みたいんですが、もしご報告のところをやっぱりでもここは大事だから、次にもつながるからという何かご質問などあれば。

よろしいですか。

じゃあ、２つ目の（仮称）こども基本条例（案）についてのところのご説明を事務局のほうからお願いします。

○岡田専任副主幹：では、私のほうから、議題の２．（仮称）みよし市こども基本条例（案）について説明をさせていただきます。

資料の２－１をお願いします。

こちらの資料は、（仮称）みよし市こども基本条例の概要等を説明した資料となります。

１の背景・経緯についてから説明させていただきます。

初めに社会環境として、こどもを取り巻く社会環境は大きく

	変化しており、いじめや虐待などのほか、有害情報の氾濫やSNSなどによる極めて今日的な問題が多く発生している状況です。 次に、国の状況についてということで、平成6年の子どもの権利条約の批准、令和4年のこども基本法の成立、令和5年のこども家庭庁の発足とこども大綱の決定など、こどもに関する対応が矢継ぎ早に実施されています。 さらに本市の状況ですが、本市においても、令和5年度にこども未来部を設置、令和6年度にはこども計画の策定を予定するなど、こども・子育て施策に注力している状況であります。 これらの状況を踏まえ、こどもの権利擁護と国が進めるこどもまんなか社会を強力に推進するための条例整備が必要と考えているところでございます。 2番の目指す方向性についてということで、この条例が目指す方向性は、こどもはまちの主角というものです。 これまでは大人中心でまちづくりを進めていたものを、こどももまちの主角の一人であり、まちづくりのパートナーとして共にまちづくりを進めていくことで、権利擁護を図るとともに、こどもまんなか社会に結びつけていきたいと考えております。 3. 基本となる柱です。 目指す方向性に沿って進めるに当たり、基本となる3本の柱を考えました。 1つ目は、こどもの権利の擁護です。 これまでは、こどもの権利はややもするとないがしろにされてきた側面がございます。そこで、改めてこどもの権利擁護を明確にし、さらにこどもの権利擁護の実効性を担保するため、こどもの権利擁護委員会を設置いたします。 2つ目は、こどもの安全・安心の確保です。 こどもの安全・安心を確保するのは当然ですが、こどもが自分らしく過ごせる居場所の設置やいじめ、貧困からの脱却も重要な課題です。 3つ目は、オールみよしでこども・子育ての支援に当たるというものです。 保護者や学校や保育施設、行政だけでなく、こどもに関わる全ての人たちがそれぞれの役割を果たす必要があると考えます。 4. 条例に盛り込むべき内容といたしまして、ここでは条例に盛り込むべき具体的な内容に関し、各柱ごとに必要となる取組を抜き出し、それぞれ条文をひもづけした資料となっております。 まず、①こどもの権利の保障に関して、こどもの権利を尊重し擁護すること、不登校のこどもの学ぶ権利を保障すること、こどもの参加と意見表明の機会を保障すること、人種や国籍、性や宗教などの多様性を尊重すること、こどもの権利に対する普及啓発をすること、こどもの権利擁護のための委員会を設置することなどを盛り込みました。 次に、こどもの安全・安心の確保です。
--	---

	こどもにとっての安全・安心な環境を整備すること、虐待やいじめに遭わないようにすること、また虐待やいじめが発生した場合に速やかに対応すること、自宅や学校以外にこどもが自分らしく過ごせる場所（居場所）を整備すること、経済状況など生まれ育った環境によらず、こどもがこどもらしく生きられるようにすることなどを盛り込みました。 最後に、こども・子育ての支援はオールみよしでということです。 こども・子育てに関わる個人、団体のそれぞれの役割を明確化すること、こども、保護者、地域住民、事業者、学び・育ちの施設、市が対象となります。 こども・子育てに関わる個人、団体がそれぞれの役割の中で連携する体制を構築すること、ライフステージの中で切れ目なくこどもと保護者への支援を継続することなどを盛り込みました。 5のこども基本条例の構成です。 本条例は、前文のほか4つの章及び附則から構成されています。 4つの章に含まれる条数は24となります。 先ほどの説明の条例に基づく内容を受け、それぞれ条文化したものとします。 初めに前文ですが、ここでは条例の趣旨等を説明します。 次に、第1章、基本となる事項です。 ここでは、条例制定の目的や条例中に用いられる用語の意味、こどもの権利のほか、こども・子育てに関わる各主体の役割を明確にします。 次に、第2章、市が行う基本的な取組についてです。 ここでは、こどもの権利とこども・子育てに関わる市の取組等を具体的に記載しています。 次に、第3章、こどもの権利侵害からの救済及び回復です。 ここでは、こどもの権利の侵害等が発生した場合に備えてのこどもの権利擁護委員会の設置を規定しています。 最後に、第4章、雑則です。 ここでは、こどもの権利擁護委員会の具体的な取組等を別途制定する規則に委任するというものになります。 最後に附則ですが、施行日を令和7年4月1日と規定しています。 では、次に個々の条文の内容の説明をさせていただきます。 資料2-2をお開きください。 資料1ページをお願いします。 初めに、前文です。 前文は、条例を制定する基本原則や趣旨を定めています。 第1段落、第2段落では、私たちのこどもに対する普遍的な思いや願いを記しています。 第3段落では、これまでも本市がこども・子育て支援に積極的に取り組んできたことを記載しています。 第4段落では、貧困、いじめ、不登校、虐待などこどもをめぐるといふ今日的な課題も多くあることを記しています。 このような状況を踏まえて、第5段落、第6段落では、こど
--	---

	もに寄り添っていくこと及びオールみよしとしてこどもの権利とこどもの成長を支えていくための決意を表しています。では、ここからは右半分をご覧ください。 ここからは第1章となります。 第1条、ここでは、この条例の目的をこどもの権利を守り、みよし市全体でこどもの成長を支えるまちづくりの実現のため、こどもに関わる全ての主体の役割、本市の基本的な取組を明らかにしていくものとしています。 第2条です。 ここでは、条例の中で用いられる用語の意味を説明しております。 第3条です。 2ページになります。 第3条は、こどもの権利条約に記されている4つの基本的な権利をはじめとしたこどもの権利が尊重されるべきであることを記載しております。 第4条から第9条までは、こども・子育てに係る各主体のそれぞれの役割を記載しています。 第4条は、こども自身の役割について規定したものとなっております。 自分自身が豊かな人間性と社会性を身につけることと、他人の権利を尊重することをここでは挙げております。 第5条です。第5条は、保護者の役割を記載したものです。 1項目めでは、保護者はこどもに対して最も大きな責任を有していることを自覚し、深い愛情を持ってこどもを守り育てること、2項目めは、こどもの成長の基盤となり得る良好な家庭環境を築くことを挙げています。 3ページをお願いします。 第6条になります。 地域住民の役割を記載しています。 地域社会全体でこども・子育てを支える認識を共有することと、具体的な取組への協力を記載しています。 第7条は、事業者の役割を記載したものになります。 事業者は、雇用する人が子育てしやすくなる環境の整備のほか、こどもの育ちに関する取組に協力することの2点を挙げています。 第8条は、学び・育ちの施設です。 具体的には、学校や保育園施設等が対象となります。これらの施設は、こどもが長い時間を過ごす場所であり、またこどもの健やかな育ちにとって大変重要な役割を果たす場所でございます。このような大変重要な役割を背負った施設である学び・育ちの施設の役割を、1つは成長段階に応じて自ら学び、健やかに育ち、社会の中で生きていける力を身につけることができるように支援すること、1つは、こどもが抱える問題に早期に必要な支援を行うことの2点を挙げています。 最後、第9条ですが、第9条は市の役割となっております。 行政の役割として、こどもまんなか社会の実現のための計画を策定し、こども・子育て支援に必要な取組を計画的に推進することとしています。
--	---

	第1章は、ここまでとなります。 次からは、第2章となります。 第2章は、市が行う基本的な取組ということで、第10条から第19条までを挙げています。 第10条です。 市が中心となって、保護者、地域住民、事業者及び学び・育ちの施設などを網羅した連携体制を構築していくことを記載しております。 4ページをお願いします。 第11条です。 結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階及び状況に応じて、切れ目なく支援を実施していくものになります。 第12条です。 スマートフォンの低年齢児への普及が一気に高まってきています。このような今日的な状況を踏まえ、こどもが事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、安全・安心な環境の整備を推進します。 第13条です。 ここでは、市と学び・育ちの施設などによる虐待やいじめに関する規定を2点記しています。 1点目は、予防や早期発見に努めること。 虐待やいじめは、学び・育ちの施設などで多く発生している現状があります。 2点目は、虐待やいじめが発生したときには内部だけで解決しようとするのではなく、速やかに児童相談所や警察など関係機関と協力し、必要な措置を講ずることとしています。 次に、第14条です。 こどもの居場所についてのものになります。 聞き取りなどの結果からも、こどもには安心して過ごすことができる、ありのままの自分になれる場所が必要である。市はこどもたちの多様な意見を酌み上げ、居場所の充実に努めるものとしております。 第15条です。 不登校のこどもへの支援となります。 学びに関して、こどもが自らフリースクールなどの多様な選択肢から選べる環境整備と学びを継続するための支援について記しています。 次、5ページをお願いします。 第16条です。 こどもの貧困対策についてのものとなります。 貧困は、こどもの権利を阻害する生まれ育った環境の問題であると考えます。ここでは、生まれ育った環境がこどもの権利を阻害することのないよう、市がこどもの貧困対策に取り組むものとしております。 第17条です。 こどもが自らの考えや意見を表明することは、子育てにやさしいまちづくりの側面からも重要なことだと考えます。市は、様々な場面でのこどもの意見表明する環境整備に努めます。
--	--

	2項では、先ほど説明させていただきました、今年度初めて開催しましたこども会議の継続的な開催を規定しております。 次、第18条になります。 大人と同様に、こどもが人種、国籍、性、宗教などの違いにより偏見や差別を受けることのないよう、多様性を尊重することを規定した条文です。市は、これらへの多様性への理解が一層深まるようにしていきます。 第19条です。 こどもの権利の重要性について、大人だけでなくこども自身も関心を寄せ理解を深めることが、こどもの権利擁護をより広く知っていくことを考え、今後の普及啓発活動に努めてまいります。 第2章は、ここまでとなります。 次からは、第3章となります。 第3章では、こどもが権利侵害を受けた際の具体的な救済等について記載したものととなります。 第20条です。 問題が発生した場合に、公正・中立な立場で活動ができる専門救済機関として、新たにこどもの権利擁護委員会を設置するものです。 この制度が円滑に機能することにより、こどもの権利擁護等の実効性が担保されると考えております。 2項では、権利擁護委員の人数を、3項では市長が委嘱すること、4項では任期を規定しています。 6ページをお願いします。 第21条です。 ここでは、擁護委員の職務を規定しています。 具体的には、こどもの権利侵害に関する相談を受け、必要により調査及び調整をすること、さらに状況によっては勧告または要請を行い、改善状況等の報告を求め、申立者に伝えることができるものといたします。 第22条です。 ここでは、市や学びの施設、保護者、地域住民の擁護委員会に対する協力が規定されています。 第23条です。 市は、擁護委員会から勧告または要請を受けた場合に対応状況等を報告するものとしております。 第3章は以上となります。 次からは第4章になります。 第4章は雑則となります。 第24条で、第3章に規定する擁護委員会に関することなどは、別に（仮称）みよし市こども基本条例施行規則で定めるものとするということで、この条例だけでは書き切れないことにつきましては、この規則を新たに定めて、そこで具体的なことを記していきたいと考えております。 第3章はこれだけとなります。 最後に附則です。 条例の施行日は、令和7年4月1日とすること。
--	---

また、こどもの権利擁護委員会の設置に伴い、みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例にこどもの権利擁護委員を加えるための改正を行います。以上が、議題の２．（仮称）みよし市こども基本条例（案）についての説明となります。

○渡辺会長：ありがとうございます。
この会議で、この基本条例について、例えばこの構成がありますよね、第１章、第２章、第３章、この構成そのものを何か提案する余地があるのかとか、あとこの基本条例の第１条、第２条という文言もある程度ちょっとここで意見をすると修正可能なのか。こども基本法やこども大綱で、ここは絶対網羅しなきゃいけないとか、何かそういうものがありますか。

○岡田専任副主幹：基本的にここは絶対網羅しなきゃいけないという認識といたしますか、今回につきましては、冒頭に説明したように、必要な項目については事務局としては漏れなく入っていると考えているところですので、もしこれがこういうのも必要じゃないかということであれば、この場で言うていただいても結構ですし、この条例のこの表現はちょっとどうなんだろうねというようなご意見でも結構です。

○渡辺会長：ありがとうございます。
条例なので、あんまり長くなり過ぎちゃってもいけない。でも、この解説にあることが、基本的にはこの条例を読んで何となく理解ができる必要もあるのかなということがありますので、ちょっとその兼ね合いは難しい部分があるかと思いますが、おおよそ１１時ぐらいまでの間でざっくりばらんに皆様からのご意見がいただければいいかと思いますが、いかがでしょうか。
坂田委員様、お願いします。

○坂田委員：条例のお話は後でまたちょっと聞きたいんですけども、その前に、先ほどの前段との関係もあるので、少し整理したいなと思って聞いていたんですけど、条例自体、今回の基本条例をどうするかというのを聞きたいんですけども、さっきのアンケートの話はあるんですけども、条例の整備自体は意味があるので、これはある意味無機質に体系的にきちっと網羅をしてもらうのが必要だと思うんです。大事なのは、網羅的にちゃんと体系をつくって条例に基づいて、どこに重たい、軽いを施策で考えるかというのが最も大事だと思っていて、そのときに冒頭谷澤さんがおっしゃったように、アンケートの取り方ってどうなのという意見があったと思うんです。施策にちゃんと反映するときに、もう一回きちんとアンケートを取り込むのか、施策を考える上ではもう一回やられていただくほうがいいのかなと思ったので、ちょっとそれは最初に聞きたいです。
あとは、その体系整備というのは漏れなくとおっしゃいまし

たけれども、それは大事だと思います。だから、今起きていることがどうかということ以上に、今の軸と未来の軸と両方を合わせて体系的にちゃんと整理してほしい。

そういう目でいうと、アンケートは素人なんです。それからどう施策を拾うかとか、どう条例につなぐかはプロの仕事です。専門家に出てもらわないとつくれないので、さっき言った施策のところはそういう考え方として。

今日見た中で、条例を見たときにちょっと幾つかあったんですけど、一番1つだけ絞っていうと、大きく1章、2章、3章と見たときに、基盤とセーフティーネットと保護、救済、強制力の話で、基本こういう構成になっている。セーフティーネットのところ、市がやるというセーフティーネットですけども、そのときにハード、ソフトを今年以降、項目が10条から19条まであるんですけど、どういうカテゴリー化されて出てきたのかなというのがちょっと分かりにくかったなと思います。何か並んでいるだけ。もしかしたら全部あるのかもしれないんですけども、もう少し市がやるというときに、例えばセーフティーネットでいきます、じゃあハード系のものはこうします、じゃあソフトでいくと制度とかをしていくと情報ネット、こういうのが大きくあると思うんですけども、そういう意味でそれぞれが甲乙つけていますよというふうに書いていただけると、今ある10条から19条が全部ありかなと。それがちょっと分からなかったのが1つ。

それと、3章が一番気になっていて、こどもの権利侵害からの救済フォローのときに強制力を市としてどこまで描いて、この条例をつくり込んだかなというのはちょっと伺っておきたいなと。

例えば保護権というのを、行政とか、警察とかがあって、よく世の中でいうと、保護者の権利があるからこどもは取れないんですと、こういうことが現場では起きていて、現場は判断できないんです。

そこで、条例づくりというのは、どこまでそこを、現場の人たちの権利を付与できるのかよく分からない。私も分かっているんですけど、プロじゃないので。どこまで追い込んだかなと思って。要は、現場と各部署に行ってもらったらいと思うんですけども、どこまでいったら親の権利を剥がして、保護できるのかというのを、条例でどこまでそれが言っているのか言っちゃいけないのか。あまり細かく書くと駄目なのかもしれないんですけど、その辺はどの辺の強制力を持ってこれをするのか、描いたのかなと思いますけど。

○渡辺会長：ありがとうございます。

ただいまの擁護委員会、恐らく弁護士さんとか、医師とか、臨床心理士さんも入ってくるのかなと思うと、その方たちが多分、ごめんなさい、私が答えることじゃない。プロフェッショナルなので、そこに専門家によって、ああここは警察の介入する範疇だな、とかの判断をされるのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○岡田専任副主席：基本的には、相談を受けたときに、申立てを受けたときにいろいろ調査なんかをして、改善が必要だというようなことにつきましては、改善とかをお願いはすることはできるんですが、それ以上の強制力は基本的には持っていないかなとは思いますが。それ以上の場合につきまして、専門機関のほうと調整して、専門家機関のほうに対応を引き継いでいくというような形になるケースもあるかとは思いますが。

○坂田委員：説明はそういうことなのでしょうけど、何となくそこが世の中とずれがあって、正しいアプローチを多分されていると思うんですよ。間違っているとは言えないんですよ。それをぐるぐると回って、1か月かかって、それじゃあ死んじゃいましたと次になるんですよ。それを言っているんです。だから、何かおかしいと思ったら、2日以内に弁護士なり警察を呼んで確認をすることとか、仕組みで担保しましょう。これを聞いた人の動き方で、遅れるということがないような仕組みをつくらうとか、そういうことに突っ込んでほしいな。

手続の順番は分かるんだけど、多分やっているの、スピード感が、こどもの命と保健師の悶々としたアドバイスのタイミングが合わないんじゃないかなと思う。そこを何か仕組みで、あるいは行政の条例で何か縛れないかなと思っちゃったんですけど。

○渡辺会長：ありがとうございます。
どこまで細かく書くかというところを、ちょっと今後の課題としてご検討いただければいいなと思います。
谷澤さん、よろしくお願いします。

○谷澤委員：基本的なところをちょっと聞きたいんですけども、今日初めてこの条例を皆さんは見たと思うんですけども、最初にこれをつくる段階でどこかのものを引っ張ってきたと思うんですけども、まず1点目に教えてほしいのは、どの辺のところのものを引っ張ってきて、もしその市町村とかそういうところが、条例がもう決まっていて施行されているという状態だったら、その内容を見てみたいですね、私としては。どこから引っ張ってきたというのをまず教えていただいていいですか。

○岡田専任副主席：今回、条例を作成するに当たりましては、特定の市町に限って、そこから引っ張ってきたというようなことはなくて、例えば後から追加したもので、不登校のこどもへの支援というのを後からつけようよという話が出てきたんですが、不登校の支援をやろうとしたときに、どこかでそういう条例みたいのはないのかなといっているいろいろ探してみると、あるところはあったものですから、そういうところを参考にさせていただいておりますので、特定のどこかの

ところから持ってきたというよりも、いろんなところの条例を参考にさせていただいてつくり上げているということが正しいのかなと思います。

○谷澤委員：分かりました。ありがとうございます。
それに基づいてなんですけれども、今日、これが火曜日に家に届いて、今から３０分以内の会議で、事務局が決まるというのは非常に難しいと思うんですね。１２月に会議がありますよね。その段階で、これを皆さん、委員さんが宿題として自分で持ち帰ってこの内容をもっと精査してやるという期限で、４月１日の施行で間に合うのかどうかというところを聞きたいんですけれども。

○岡田専任副主幹：こども条例につきましては、今回意見を伺ってもう一回、次回が１１月に会議がありますので、１１月の会議であらかたほぼできたもので、１２月からパブリックコメントをかけたいものですから、委員さんの中にお諮りして意見をいただくのは１１月、次回が最後になるのかなと思います。ですので、そのときにまたご意見があればいただきたいと思います。そのいただいた意見を、パブリックコメント用とし、ほぼ最終形に近い形でパブリックコメントにかけたいと思っております。

また、パブリックコメントの内容によっては、また必要な修正等が発生するかも分かりませんので、それについてはまた見直しがあるかも分かりませんが、そのような段取りを考えております。

○谷澤委員：分かりました。
じゃあ１１月、今日の段階ではある程度のことは出してもいいんですけど、次回のときにかなり掘り下げて内容が変更になるのか、そういうところまで言ってもいいということによってよかったですね。

○岡田専任副主幹：そうですね、次回が基本的には意見として伺うのが最後になりますので、その場で言っていただければいいかなと。あらかじめこの場でもし言いたいこと、意見があれば、この場で言っていただいても結構ですし、もう一度しっかり目を通して、次回の会議でまた発言をしたいということであれば、それで結構でございます。

○谷澤委員：分かりました。
多分、ほかの団体さんにもちょっと聞いてみたいと思うので、この条例に対して今どうしているかというところを。宿題として持って帰りたいと思います。ありがとうございます。

○渡辺会長：ありがとうございます。
恐らく１１月のときにはある程度固まっていて、微調整という感じなのかなというふうだと思うと、そこでわあっと皆さ

んから意見が出ても、あと時間の問題もあると思うので、例えば11月ももちろんご意見は聞くんだけど、ここから例えば10月いっぱいぐらいまでのところで、それぞれの方で何かご意見があればその都度お伝えするという、その場面もあってもいいのかなと思うんですけど、多分ここって本当にまだまだ骨子を見なきゃいけない、時間がないところで多分今うずうずとしゃべりたくても、ちょっとしゃべれない、こんな短い時間じゃという方もいらっしゃると思うと、皆さんメールでつながっていますか。もし、メールでつながっていなかったら電話とかでもいいので、せっかくのこの会議に集まっていた皆さんのご意見をちょっと届けていただいて、10月いっぱいぐらいまで。それをなるべく、全ては無理にしても、なるべくそのいい意見を反映したものが11月の会議で出てきて微調整というふうであれば、ご無理がないのかなと思うんですけども、それでもよろしいですか。

○岡田専任副主幹：会長が言われたとおり、一旦持ち帰ってみて、メールなり何なり、ファクスでも結構ですので、10月末くらいをめどにそれぞれいただければ、次回の会議でいただいた意見に対しての回答を含めてご説明ができるかなとは思っています。

○加藤こども未来部次長：あと、また次回以降、さらに煮詰まった素案だとか、計画のほうも今骨子だけなんですけれども、素案のほうがまた出来上がった段階で、会議資料として事前に提供させていただくんですけども、ちょっとタイミング的に可能であれば、次回送った資料に対しての意見を事前にいただいて、ある程度事務局のほうでそれに対する回答をご用意して会議に臨んでいただくという形にしたほうがスムーズにいくかなと思いますので、そういう形でやっていきたいなと思っています。

○坂田委員：日程をちょっと決めてもらっていいですか。提出はいつまで、反映した次の会議用の資料はいつ頃出ますか。その辺を整えてもらえれば従うだけです。

○岡田専任副主幹：その辺につきましては、事務局内で検討してメールでご連絡のをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○渡辺会長：よろしくお願いいたします。
林委員様、お願いします。

○林委員：三吉小学校PTA会長の林です。
先ほど坂田さんが言っていた、そうやってここで本当に盛り込んでいることをちゃんとやってくださるかというところすごく不安で、結局これってすごく頭のいい方たちがつくった視点であって、実際今生きづらさを抱えているこどもたちは声が

上がらなくて、それを実行してくれる保護者がいなかったりとか、その問題点がすごく多くて、結局は私、親が一番重要だと思うんです。これをちゃんと親に周知して下さるのか、これがもし実行できなかつたら、ちゃんと罰則があるのかとか、そういうことを親に自覚させた上で、ちゃんと発効してくれるんだったら意義があるんですけど、ここの人たちだけで考えて、これを何も発信しないのであれば何も意味がないので、妊娠してこどもが生まれるお母さん方に絶対にこれを渡したほうがいいと思います、お母さんとかお父さんに。あと、学校のこどもたちにもこれを渡すべきです。こどもたちも、ちゃんとああ、大人たちはちゃんと僕たち私たちのことを考えてくれるんだということを認識させないといけないので、絶対発信しないといけないと、つくったからには。

あと、頭のいい子たちというか、自分たちの意見を言える子たちは、ちゃんと自分たちが困っていることを言えるんですけど、実際今、発達障がいとか知能がちょっとグレーゾーンの子たちは絶対言えないので、そこを守る施策がないんです、ここに。不登校のこどもの支援はあって、こどもの居場所というのはあるんですけど、これはあくまでも自分たちで意見を言える子たちだと思うんです。本当に意見が言えない子たちの支援をしていただかないと、結局、頭のいい子たちの意見ばかりが通っていく。これはこどもまんなか支援とっていますけど、結局頭のいい子たちが潤う世の中になって、それをいうと発信できない子たちが埋もれていく世の中になってしまうので、私的にはこども相談の何かをやったりとか、貧困家庭の人たちの部署がありますよね。そこで一番困っているこどもたちの声をそこで拾ってほしいんです。何かインタビューするとかじゃなくて、実際聞いているじゃないですか、そこの部署の人たちが。その人たちの意見を聞いた上でこういうのを立てたほうがいいと思うんですよ。頭のいい人たちが聞きちゃ駄目だと思うんですね、私は。本当に困っている貧困家庭の人なんて、これってこどもが困っているっていったって、親が動かなきゃ何もなんないですよ。親が、市役所とかで困っているんですって言わない限り声が出てこないで、もうちょっと何か本当に声が出ない人たちの声をどうやって拾っていくかということを聞いていただきたいと思います。

○渡辺会長：ありがとうございます。

まさに今の話って、みよし市こども会議開催報告書、最初のところの資料1－2の児童館のところが今まさにその話に当てはまると思うんですね。この児童館に来ている活発で元気で家の外に出られる子の声を聞いている。それはそれで意味があると思うんだけど、じゃあ出られないお子さんとか、これは子育て中のお母さんもそうなんですけど、出られない方、声にならない人の声をどうやってキャッチしていくかというのは、とても大きな課題になるのかなというふうに思います。

	ちよつとごめんなさい、時間が迫ってきたので、この骨子も重要なので、ちよつと資料3のほうをご覧ください。 事務局でご説明をお願いいたします。 ○岡田専任副主幹：それでは、議題3．みよし市こども計画骨子についてご説明のほうをさせていただきます。 資料3をお願いします。 資料ですが、現在作成中のものでありまして、今回は骨子を説明するための資料としてでありますので、未記入のものがあつたり、表現や数値等がこの先変更になる可能性がありますことをご容赦いただきたいと思います。 まず1枚はねていただきますと、目次となっております。 本計画は、本編6章と資料編から成ります。 第1章が計画策定にあたって、第2章がみよし市のこども・若者を取り巻く現状と課題、第3章が計画の基本的な考え方、第4章がこども施策に関する重要政策、第5章が子ども・子育て支援事業計画、第6章が計画の進行管理となっております。 現時点で、第1章、第2章はおおむね出来上がっている状態ではありますが、この会議でお示しさせていただきますが、第3章以下は現在作成中でありまして、各章において取り扱う項目のみを記載させていただいたような形となっております。 ちよつと資料が見つらく申し訳ないです。ご理解をお願いします。 では、資料1ページをお願いします。 第1章になります。 最初の項目で、計画策定の趣旨を記載します。 本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度に策定したみよし市児童育成計画が本年度末で計画期間を満了することに伴い、国の動向等を勘案し、新たにみよし市こども計画として5年計画を策定するものとなります。 資料2ページです。 2番目の項目、計画の法的根拠と位置づけ、法令の根拠と計画の性格、関連計画との関連の説明を記載します。 本計画は、こども基本法に基づく市町村こども計画に位置づけられます。 本計画の性格に関して、こども大綱と愛知県こども計画を勘案した本市のこども施策についての計画であり、市町村子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困対策についての計画、市町村子ども・若者計画、次世代支援育成の市町村行動計画を含んだものとなります。 また、みよし市総合計画、みよし市地域福祉計画を上位計画とし、他の関連計画との整合性を勘案し作成するものとなります。 資料3ページをお願いします。 3番目の項目、計画の期間は、子ども・子育て支援計画が5年の見直しとなっておりますため、計画の期間を令和7年度から令和11年度までの5年間としています。
--	---

	4 番目の項目、計画の対象となるこども・若者では、対象となるこども・若者を0歳からおおむね30歳未満としていますが、施策によっては30から39歳も対象としております。 5 番目の計画の策定体制として、こども未来会議での審議を、また策定の方法では、子育て中の当事者やこども・若者からアンケート調査の実施や直接意見聴取等の実施を記載します。 最後に、パブリックコメントの実施計画についても記載予定でございます。 資料5ページをお願いします。 6 項目めは、こどもまんなか社会の実現で、本市としてもこども大綱を勘案した計画策定をつくり、こどもまんなか社会の実現を目指すことを記載します。 こどもまんなか社会とは、こどもの利益を最優先に考えた取組や政策を国の中心に据える社会目標のことです。令和5年9月に公表されたこども家庭庁の中間報告では、こどもまんなか社会を、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活が送れることができる社会であるとされています。 では、資料6ページをお願いします。 7 項目めは、この計画はこども大綱に沿った計画策定となることを書いております。 まず初めに、こども施策に関する基本的な方針として6つの方針を挙げ、またライフステージを通じた重要政策とライフステージ別の重要事項についてそれぞれ記載します。 特にライフステージ別の重要事項については、こどもの誕生前から幼児期、学童期、思春期、青年期でそれぞれこども大綱に沿った計画を策定する予定です。 資料は8ページをお願いします。 8 項目めは、SDGs との関係となります。 本計画におきましても、SDGs の10の視点を踏まえたものとなります。 第1章は以上となります。 続いて、第2章、みよし市のこども・若者を取り巻く現状と課題について説明をさせていただきます。 資料10ページをお願いします。 1 項目めは、統計から見たみよし市の現状です。 1 点目が人口や世帯の状況となります。 ここでは、①人口ピラミッド、資料11ページの②人口の推移と統計、資料12ページの③こども・若者人口の推移・推計、④世帯の状況、資料13ページの⑤出生率の推移、資料14ページの⑦人口動態について記載しております。 人口動態としましては、総人口はおおむね増加傾向ですが、増加幅が小さくなってきているということです。 資料15ページをお願いします。
--	--

	2項目めが、子育て環境の現状です。 ここでは、初めに（１）保育所の整備と待機児童の状況に関して、①幼稚園、②認可保育園のそれぞれの状況と、資料１６ページで待機児童の内訳を記載しております。数値等は、現時点で仮のものとなっております。待機児童数は年齢別の内訳を示す予定としております。 資料１７ページをお願いします。 次は、（２）放課後児童クラブ待機児童の状況となります。 放課後児童クラブの設置数及び登録児童数と放課後児童クラブ待機児童数の推移を記載します。ここでの数値も現時点で仮のものとなっております。 資料１８ページをお願いします。 3項目めが、こどもの貧困を取り巻く状況です。 ここでは、要保護世帯の状況として、生活保護世帯、就学援助を受けた世帯及び児童手当受給者数の推移を記載します。ここでの数値等も、現時点で仮のものとなっています。 資料２０ページをお願いします。 ここからは進学状況となります。 最初、①で進学率の推移を記載します。 高校進学率は全国平均以上、大学進学率は全国平均以下となっています。高校、大学とも年度によりばらつきがあるように見受けられます。 また、２１ページで生活保護世帯の高校・大学の進学率をそれぞれ記載する予定です。 資料２２ページをお願いします。 次は、養育環境です。 ③の離婚の状況を記載しています。顕著な増加や減少は見えては取れません。おおむね一定数の中に収まっているように見受けられます。 次は、（４）就労等の状況です。 ここでは、就業状況、資料２３ページの女性の年齢別就業率、完全失業率を記載します。 女性の就業率としては、全国とほぼ同じレベルとなっております。 資料２４ページをお願いします。 4つ目の項目は、こども・若者を取り巻く状況です。 1点目が、困難を抱えるこども・若者の状況で、児童虐待件数と相談対応、また不登校児童推計を記載する予定です。全国レベルではいずれも顕著な増加傾向を示しております。 資料２６ページをお願いします。 2点目が婚姻の状況です。 婚姻件数と婚姻率、初婚年齢、２７ページになりますが、生涯未婚率のそれぞれの推移を記載したいと考えております。 婚姻件数は減少、生涯未婚率は上昇となっていますが、国や県よりは低い水準かなと思われれます。 ２８ページをお願いします。 5つ目の項目は、アンケート調査から見えてくる現状と課題ということで、1点目、調査の概要です。 ここからは、昨年度実施し、前回ご報告させていただきました
--	--

	たアンケートについてのものとなります。 初めに、1. こども・子育て支援ニーズ調査。 資料29ページが②のこどもの生活状況調査、資料30ページがこども・若者の意識と生活に関する調査、それぞれの概要を記載してございます。 資料31ページをお願いします。 2点目が、子育て環境の現状と課題です。 待機児童数の数、資料32ページ、保護者の就業率、資料34ページ、母親中心の育児環境、資料35ページ、気軽に相談できる人や場所の有無、こどもの面倒を見られないときの対応について記載しております。 待機児童数の表からは、保育に対する潜在的なニーズが多いこと、また母親中心の育児環境からは、育児は母親がするという無意識の思い込みがいまだに多くあることが分かります。 資料36ページをお願いします。 3点目が、こどもの貧困の状況と課題です。 困窮家庭の状況、資料37ページで、病院や歯科医の受診状況、資料39ページ、大学進学への希望、資料42ページ、ヤングケアラーの状況について、資料45ページ、支援制度の利用状況をアンケートの結果に基づき記載します。 困窮家庭の状況では、独り親世帯の占める割合が高いこと、また大学進学への希望でも大学・大学院進学への希望の割合が低くなっています。 ヤングケアラーの状況に関しましては、早期の発見が必要になってきております。 資料46ページをお願いします。 4点目が、こども・若者を取り巻く現状と課題です。 居場所について、資料48ページ、こども食堂についてアンケートの結果に基づき記載します。 居場所とこどもの意見聴取につきましては、こども会議や児童館等のこどもインタビューでも意見をいただいております。居場所について、ここでは家の割合が高く出ております。こどもの意見聴取については、意見を聞いてもらえると答えたのは2割前後にとどまっている状況となっております。こども食堂に関しては、こども自身の関心が非常に高いと考えられます。 では、資料52ページをお願いします。 第3章、計画の基本的な考え方となります。 ここからが、本市における具体的な取組計画となっております。 ただ、第3章以降は、現在具体的な記述内容等を策定中の段階でありますので、主に記述すべき項目の表題をお伝えいたします。 この章では、1. 計画の基本理念、計画の基本目標、計画の体系について記載する予定でございます。 計画の基本理念については、分かりやすい平易な言葉で的確に表現したいと考えています。 計画の基本目標では、子育てにやさしいまちの姿を基本目標
--	--

	として何点か挙げていきたいと考えています。 資料５４ページをお願いします。 第４章、こども施策に関する重要施策です。 この章では、１．ライフステージを通した重要施策、２．ライフステージの取組、３．子育て当事者への支援に関する取組、４．こども・若者の社会参画・意見反映、５．こども施策の共通の基盤となる取組、６．計画の推進の６項目に関して記載する予定です。 最初の項目は、ライフステージを通した重要施策です。 この項目では、個人のライフステージに関わることなく、普遍的な取組となる項目について記載します。 内訳としましては、（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等、（２）多様な遊びや体験、活動できる機会づくりで、ここでは４点ほど、（３）こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供、（４）こどもの貧困対策に関しては４点ほど、資料５５、（５）障がい児支援・医療的ケア児への支援、（６）児童虐待防止策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援で６点ほど、（７）こども・若者自殺対策、犯罪などからこどもを守る取組について５点ほど記載する予定をしております。 資料５６ページをお願いします。 こちらは、ライフステージ別の取組となります。 個人のライフステージ中の特定の時期での取組となります。 個人の成長の時系列に沿って、１．こどもの誕生前から幼児までで２点ほど、学童期・思春期で９点ほど、青年期で４点ほど、それぞれの取組を記載したいと考えております。 資料５８ページをお願いします。 ３番目の項目は、子育て当事者への支援に関する取組です。 ここでは、子育てや教育に関する経済的負担の軽減、地域子育て支援、家庭教育支援、共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大、ひとり親家庭への支援について記載する予定です。 資料５９ページをお願いします。 ４番目の項目は、こども・若者の社会参画・意見反映です。 ここでは、市の政策決定過程へのこども・若者の参画促進と社会参画や意見反映を支える人材の育成について記述する予定です。 資料６０ページをお願いします。 ５番目の項目は、こども施策の共通の基盤となる取組です。 ここでは、１．「こどもまんなか」の実現に向けたＥＢＰＭ、経験や直感でなく、データや合理的根拠を基に企画、立案することで２点ほど。ほかにも、（２）でこども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援、（３）でこども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革について記述する予定であります。 資料６１ページをお願いします。 ６番目の項目は、計画の推進体制です。 ここでは、計画の推進体制で４点ほど、あと計画の進捗管理について記述する予定です。
--	--

	資料 6 4 ページをお願いします。 第 5 章、こども・子育て支援事業計画です。 ここでは、各事業に関し、向こう 5 年間に必要な量の見込みと確保の内容に関して数量で具体的に示していくこととなります。 1 項目めは、教育・保健提供区域の設定で、本市では市内全域を提供区域といたします。 2 項目めは、将来人口推計で向こう 5 年間の 0 歳から 1 1 歳までの推計を記載する予定です。 資料 6 5 ページをお願いします。 3 項目めは、量の見込みと確保の方法で、ここでは（1）算出の考え方、量の見込み及び確保の内容について各事業ごとに記述する予定をしております。 対象事業につきましては、教育・保育に関して幼稚園、保育園を、また地域子ども・子育て支援事業に関しては時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業（幼稚園）、一時預かり事業（幼稚園以外）、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、利用者支援事業（母子保健型）、妊婦に対する健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力開発事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成事業の 1 7 項目にてそれぞれ具体的に記していきたいと考えています。 資料 6 8 ページをお願いします。 計画の進行管理ということで、ここでは 1. 計画の進行管理についての 1 項目になるかなと思っています。 P D C A を活用した流れを記載したいと考えております。 以上が、みよし市こども計画の骨子についての説明となります。 ○渡辺会長：ありがとうございます。 あと 5 分しかないので、恐らくこの第 2 章がしっかり出てないと、3 章以降というのは妥当なものにならないのかなということを思います。 ちょっと先にごめんなさい、1 つ、2 4 ページの児童虐待相談件数とか、不登校児童生徒数のみよし市の情報が見当たりませんでしたというのは、これはどういうことですか。 ○岡田専任副主幹：こちらにつきましては、今各課に照会をかけているんですが、市としても把握していない数字は何点かやはりあるみたいですので、その辺についてまた検討したいと思っております。 ○渡辺会長：分かりました。ありがとうございます。 あと、ごめんなさい、今日の皆様のお話を聞いていて、きつとこの第 2 章に、もちろん統計もとても大切なんだけど、声にならない声をどうやって拾っていったら、結局こども
--	--

	まんなかと言いつつ、一番多分支援が必要なこどもたちが声が上がらないというふうになったときに、その周辺にいる大人からしっかりヒアリングをしていくというところとか、あと困り感がない大人によって困っているこどもたちも私はいるのかなと思うと、そういう方たちの状況をどうやってキャッチしていくのかというのもとても大切なのかなと思います。 そうすると、第3章以降にどういう施策が必要になってくるのかなというのも見えてくるかなと思います。 すみません、あと5分しかないので、できれば今日まだお声を聞いていない方で、特に第2章のところにこういう現状把握というのが必要なんじゃないかというものがあれば教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。 ちょっとごめんなさい、第2章に限定してしまったので、そのほかのところでももしありましたら。 どっちみちやっぱり5分ではちょっと難しいので、このことも先ほどと同じスケジュールで、委員の皆様からの貴重なご意見を10月の何日かまでに事務局のほうに集約をしていたでいて、そこから何らかこういう根拠でこういうふうに反映していきたいというようなフィードバックがあるとありがたいですね。11月の会議の前にそれがあると、この短い1時間半というのが有効に使えるかなという気がします、いかがでしょうか。 お願いいたします。 ○三保委員：ありがとうございます。 そもそも資料2-1の2番の質問なんですけど、2のところに、こどもがこどもらしく生きられるようにすることって、そのこどもがこどもらしくってどういうことなんですか。 私、まだ5歳のこどもで、今度小学校に行くんで、小学校に行くといろいろ、小学校、中学校に行くとか授業とかについていけない子がいろいろ言われたりとか、塾とか習い事とかと言われても、何がこどもらしいのかなって、そこがずれてくると違ってくるのかなと思って。お願いします。 ○岡田専任副主幹：こどもがこどもらしく生きられるということの概念について、ということですか。 ○三保委員：そうですね、どういう頭で皆さんいるのか。教育が全部いけるようにするのか、何か、どういう概念、どういう皆さんの頭なのかなって。 ○岡田専任副主幹：1つは、こどもが自由に自分の意識でいろんなことを挑戦したり、チャレンジしたりできるようなことだとか、あるいは、こどもが親の介護なんかだけに忙殺されて自分の時間がないよとか、そういう社会的な問題を含めて、こどもが自由に自分が意思決定できるだとか、自分の意見を伝えるだとか、社会に関わっていけるだとかというような面を含めてこどもらしさというようなイメージでは捉えて
--	---

おります。

○三保委員：ありがとうございます。

○渡辺会長：ありがとうございます。

概念規定は難しいですね。いろんな、多分子育て家庭の重きを置いているものがあったりすると思うんですけども、やっぱり一番立ち戻らなきゃいけないところは、こどもまんなかなので、全てのみよしのこどもたちにとっての幸せという形で考えていくことができるといいのかなというふうには思います。

すみません、あっという間に時間が来てしまって、ぜひ皆様から今日特に議題の2と3、そこに多分絡んできて、こども会議の報告も、今後こういう形もあっていいんじゃないかというご提案も含めて、事務局のほうにお寄せいただけないかと思います。

そのときにご提案があったように、今後のちょっとスケジュールを近日中に示していただけると、皆さんも、ああじゃあこのことについてお仲間に聞いてみようとか、自分のフィールドのところの方の意見をもうちょっとまとめてみようかなという動きができるかなと思います。

では、事務局のほうにお返しします。

○加藤こども未来部次長：ありがとうございました。

すみません、今日はちょっと本当にお時間が十分に取れずに、皆さんのご意見を十分に伺えなかったというところで、先ほども申しましたけれども、追加で意見募集というのをまた持ちますので、また資料と事前の確認も直前での送付だったので十分できていないと思いますので、そういったところも含めてまたご意見をいただけるようにいたしますので、よろしくお願いします。

議題にしてありましたこども会議の実施報告というところで、意見聴取につきましては、先ほどちょっと説明したんですけども、一般の方の意見も少しでも入れたいということで急遽実施させていただいたというところで、広報の掲載となると2か月前に原稿を出さないといけないので、ちょっと間に合わないというところで、ホームページでの周知、また市政に関心のある方が比較的積極的にLINE登録していただいていたということでLINEのほうでも周知させていただいたということになります。今後、こういったことについては、より多くの人に伺って改善したいと思いますので、よろしくお願いします。

また、議題の2のこども基本条例につきまして、こちらも今回の素案に対する意見ですとか、また追加でご提出いただくようにご連絡いたしますので、よろしくお願いします。

また、先ほど第2章、市の取組が羅列してあるだけで体系的に市で網羅されているのかぱっと見分かりにくいというお話もありましたので、こちらについても検討、もう少しカテゴリーとか分類ができないか今後検討したいと思います。

	こちら、次回また出す素案については、会議前に、事前にお伺いして、会議のほうで深掘りできたらなと考えておりますので、よろしくお願いします。 意見を言えないこどもの意見を吸い上げるという話も非常に重要だというふうに考えております。実は、今回、こども会議のテーマで、こどもの意見を集める方法というのをこどもたちに議論していただいたんですけれども、そこでは一応意見を言えない子から意見を集める方法というのでも検討いただいて、話し合ってもらっています。 確かに意見が言えない子とか、外に出られない子というのは、やっぱり権利が守られているという実感がなかなかできない形になってしまいますので、ある意味意見を言える子とか、行動ができる子というのは自分でよりよい生き方を選択できるということになりますので、意見を言えない子のフォローというのはしっかりやっていくべきだと考えておりますので、またその点についてもご意見をいただきたいと思います。 まだ、議題3のこども計画の骨子ということで、ちょっと今回は骨子だけということでなかなかご意見というの難しいと思いますので、こちら先ほどご説明のとおり、素案にまたしっかりご意見をいただいて、皆さんと共有したいと思いますので、よろしくお願いします。 また、次回の会議のときに、素案を出す段階は事前にそちらのほうの意見をあらかじめいただいて、会議のほうで共有して深掘りできるように準備していきたいと思いますので、よろしくお願いします。 最後に、事務局から連絡をさせていただきます。 ○岡田専任副主幹：では、事務局から連絡は1点になります。 次回が11月7日木曜日となります。また、事前に資料等のほうを送らせていただきたいと思います。 それと、先ほどの意見をということで、メールで各委員様のほうにこちらで様式つくって、これに何か思うこと、考えることがあったら、書き込んでいただいて、またメールで送り返していただくというようなことでやりたいなあと思っておりますので、ご協力よろしくお願いします。 では、事務連絡は以上です。 ○加藤こども未来部次長：それでは最後に、こども未来部長の加藤よりお礼を申し上げます。 ○加藤こども未来部長：ちょっと時間も過ぎているのに大変申し訳ありません。 今日は、いろいろとこちらの不手際があったことを本当にお詫び申し上げます。 よりよいご意見をまた賜りたいと思いますので、次回以降しっかりとした形で、体制で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。
--	--

	した。 ○加藤こども未来部次長：以上をもちまして、第2回こども未来会議を終了いたします。皆様、ご起立ください。 一同、礼。ありがとうございました。
--	---